

【令和3年度～令和7年度】

# 第2期津島市地域福祉 えがおのまち計画

《概要版》

第3期 津島市地域福祉計画

第4期 津島市地域福祉活動計画



## 津島市・津島市社会福祉協議会

地域福祉えがおのまち計画は、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくように、地域福祉の推進をめざす津島市の「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める津島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

# 地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また、人々の暮らし方や働き方などが多様化するなかで、隣近所など地域の結びつきが弱くなっています。昔あった地域住民同士の支えあいなどの「地域力」が低くなっています。

さらに、長期化・高年齢化するひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、子どもや高齢者等に対する虐待、自殺者の増加など多種多様な社会問題が顕在化しています。

こうしたなかで、すべての市民が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するだけでなく、地域住民が主体となり、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうという「地域福祉」を進めることが重要です。

そのため、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を、市や社会福祉協議会等と協働しながら、地域の実情に応じて計画的に連携して進め、その成果を次の活動に生かしていく必要があります。

行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支えあう「互助」が必要不可欠であり、市民、行政、福祉関係団体等が、それぞれの役割を果たすなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進していきます。

## 自助

住民自身の努力

自分でできることは  
自分で取り組むこと

## 互助

地域住民同士の協力

ボランティア活動・  
住民組織の活動等

## 共助

社会保険制度・サービス

介護保険制度等の  
被保険者の負担等

## 公助

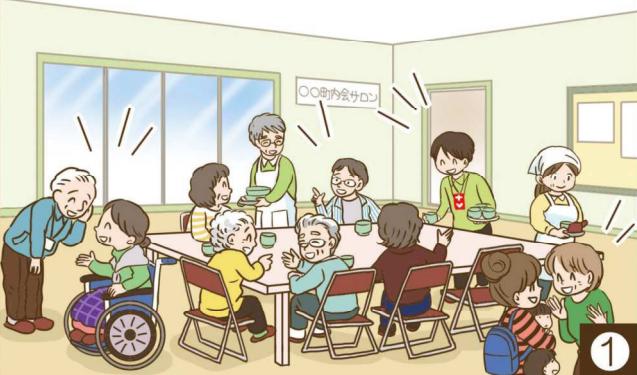
公的なサービスの提供

行政の責任として  
推進していくこと

赤ちゃんが生まれて  
大変です

そういうえば  
居間の電気がきれちゃって  
腰が痛くて  
電球を変えたいんだけど  
できないんだよ。

②



①

いいわね！それ！

ナイス  
アイデア！

SNSも  
いいかもよ♪

子どもの学校に  
プリントを配るのは  
どうかな？

お願いして

回覧板とか？

どうやって？

手伝える人を  
集めてみたら

私達だけじゃ  
無理だよね。

赤ちゃんも、  
生まれて大変  
みたいよ。

○○さんも  
困ってるみたいだね。  
電球交換できなくて  
赤ちゃんが

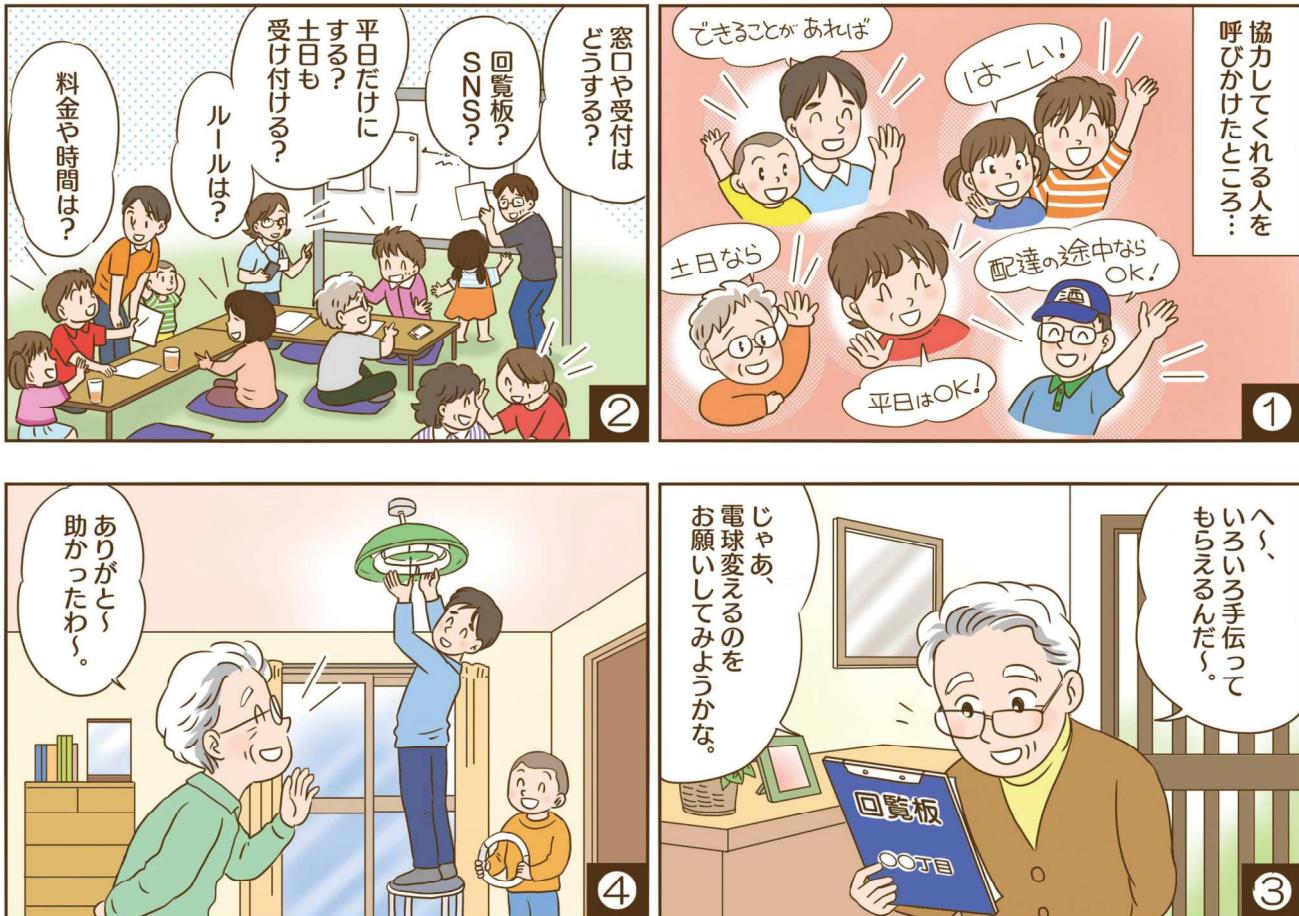
④



③

# 地域福祉の課題

計画の策定にあたっては、各種のアンケート調査や地区懇談会、最終的にはパブリックコメントを実施し、多くの市民のみなさまの意見の反映に努めました。ご協力ありがとうございました。ご意見や議論から、津島市における地域福祉の7つの課題を整理しました。



## 1 地域コミュニティづくり、意識の啓発

- ・地域福祉の意識啓発
- ・地域福祉活動の情報提供の充実
- ・福祉教育の充実 等

## 2 地域活動の活性化・担い手づくり

- ・地域福祉活動の活性化
- ・地区社会福祉協議会活動の支援
- ・コミュニティ推進協議会との連携
- ・ボランティア活動支援 等

## 3 高齢者・障がいのある人への支援

- ・保健福祉サービスの充実
- ・相談支援の充実
- ・権利擁護の推進
- ・生活支援の充実
- ・サロン等地域活動の充実 等

## 4 子ども・子育て支援、子どもの日々の安全・安心

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・子どもの安全・安心の確保
- ・子どもの見守りネットワークの充実 等

## 5 災害時の支援体制の構築、防犯に関する啓発活動の充実

- ・避難行動要支援者避難支援の体制づくり
- ・防災及び防犯意識の向上 等

## 6 様々な困難を抱える人に対する支援

- ・相談窓口や支援内容の周知
- ・関係機関との連携強化
- ・庁内関係課がスムーズに対応できる体制づくり 等

## 7 地域の関係機関・関係者等の連携

- ・地域における多種多様な主体の連携強化
- ・様々な活動主体が実施する地域活動の内容周知 等

# 計画の体系

基本理念	基本方針	基本目標
<b>みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま</b>	<p><b>I 地域での理解</b> ～地域福祉の理解を深め、 地域で支えあう意識を共有しよう～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域で支えあう意識の啓発【重点】</li> <li>2. 福祉教育の推進</li> <li>3. 情報提供の充実</li> </ol>
	<p><b>II 地域での共生</b> ～我が事として捉え、 共生のまちをめざそう～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 支えあいのまちづくりの推進【重点】</li> <li>2. 地域における包括的支援の充実</li> <li>3. 権利擁護の推進</li> <li>4. 地域福祉の担い手づくりの推進</li> <li>5. 生きがいづくりと交流の推進</li> </ol>
	<p><b>III 地域での安心</b> ～誰もが住み慣れた地域で 安心して暮らせる環境をつくろう～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談体制の充実【重点】</li> <li>2. 保健・福祉サービスの充実</li> <li>3. 防災・防犯の推進</li> </ol>

本計画では、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らす「地域共生社会」の考え方をふまえた上で、前計画で掲げた基本理念に「共生」のキーワードを加えた「みんなでつくろう 笑顔あふれる共生のまち つしま」を計画の基本理念とします。

# 重点取組

基本方針Ⅰ～Ⅲのもと、市及び社会福祉協議会の各種取組のうち、本計画の期間内に重点的に進める施策・事業を定め、取り組んでいきます。

## 基本方針Ⅰ 「基本目標1 地域で支えあう意識の啓発」

### 【市の重点取組（概要）】

- ①広報紙等を通じた周知啓発の充実

広報紙やホームページ、回覧板、各種講演会やイベント等による周知啓発、SNSの活用

- ②地域福祉に関する講座の開催

町内会単位や年代別等での地域福祉に関する講座の開催

### 【社会福祉協議会の重点取組（概要）】

- ①「ふくしだより」、ホームページ等の充実

「ふくしだより」やホームページの内容の充実、SNS等を活用した福祉情報提供の充実

- ②イベントでの啓発、活動のPR

各種イベントにおける地域福祉の啓発、社会福祉協議会の取組や地区社協活動のPR

## 基本方針Ⅱ 「基本目標1 支えあいのまちづくりの推進」

### 【市の重点取組（概要）】

- ①地区社会福祉協議会活動への支援

問題解決のための活動等の各種地区社会福祉協議会活動の支援

- ②コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供

地域性をふんだんにした独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題等の情報交換の機会の提供

### 【社会福祉協議会の重点取組（概要）】

- ①地区社会福祉協議会との連携・協働

勉強会等の開催、地区社会福祉協議会が実施する事業への連携・協働

- ②会員募集、共同募金活動

共同募金活動の取組、会費及び共同募金の利用方法の市民、企業、事業所等への周知

## 基本方針Ⅲ 「基本目標1 相談体制の充実」

### 【市の重点取組（概要）】

- ①高齢者への相談体制の充実

市内3か所に設置した地域包括支援センターにおける高齢者に関する幅広い相談

- ②子育てに関する相談体制の充実

育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談

- ③障がいのある人への相談体制の充実

障がいのある人からの相談、保健・医療・教育機関等との連携強化

- ④複合的な課題への対応

老老介護やひきこもり、生活困窮等に対する支援のため、福祉分野に限らない府内部局の横断的な連携体制を整備

### 【社会福祉協議会の重点取組（概要）】

- ①心配ごと相談窓口の開設

どこに相談すればいいかわからない困りごと等に対し、専門機関につなぐ等、課題の整理を支援

- ②法律相談窓口の開設

弁護士による法的かつ専門的なアドバイスが受けられる窓口を整え、問題の早期解決を支援

## 小学校区別の課題〈地区懇談会の結果から〉

令和2年1月から2月にかけて、市内8つの小学校区のコミュニティ推進協議会を中心に地域福祉の課題について話し合う「地区懇談会」を開催しました。ここでは、各小学校区の主な意見を抜粋しました。

### 東小学校区

- 地域活動：コミュニティ・自主防災会等イベントの参加者は同じ顔ぶれが多い
- 災害時の避難：災害時の避難施設が遠すぎる、高齢者の安全な避難が困難

### 西小学校区

- 町内会のつながり：地域組織に後継者ができない
- 地域の関係の希薄化：地域の人々と交流する場が少ない、近所両隣の付き合いが少なくなった

### 南小学校区

- 防災の課題：防災の自学・自習が必要である、災害時に助けに行くのは難しい
- 地域の関係の希薄化：地域との絆が少ない、地域で交流の場所が少ない、世代間の交流をする場をつくる

### 北小学校区

- 地域の関係の希薄化：地域の行事に参加する人が少ない、各地域でのコミュニケーションが足りない
- 地域活動：町内で高齢化が進んでおり見守りネットワークが必要である

### 神守小学校区

- 地域の関係の希薄化：子育て世代（親）とシルバー世代の方の交流がない
- 子どもの減少等：子ども達の遊び場が少なく、お友達の家や学校くらいしか安心出来る所がない

### 蛭間小学校区

- 地域の関係の希薄化：近所付き合いが減少しており、地域のことに対する無関心な人が多い
- 子どもの居場所：不登校児童、生徒及び保護者への支援が必要である

### 高台寺小学校区

- マナーの低下：分別が完全でないゴミを出す、出す日を守らない、ルールを理解していない外国人もいる
- 町内会のつながり：町内会に参加しない家庭がある、近隣とのつながりがない

### 神島田小学校区

- 高齢者の支援：一人暮らしの方の買い物・ゴミ出し
- 災害時の避難：ハザードマップ、避難経路の現実性（浸水時に適用不可）

## 地区社会福祉協議会とは

地区社会福祉協議会とは、地域における様々な課題に対応するため、住民同士がお互いに助けあいながら市社会福祉協議会等と連携し解決に向けて取り組む地域住民主体の組織で、「地域共生社会」の実現が求められるなか、全国で設立が広がっています。

本市では、市社会福祉協議会と同じ目的で活動を展開するコミュニティ推進協議会を、地区社会福祉協議会と位置づけ、地域課題の解決に向けた取組を進めています。

## 小学校区別の取組アイデア 〈アンケート調査結果から〉

令和2年10月から11月にかけて、各小学校区の活動についてのアンケートを実施しました。ここではアンケート調査結果から各小学校区で必要だという意見が多い取組を抜粋しました。

### 東小学校区

- 児童生徒の通学見守り活動
- 防災意識の向上のための研修、訓練の実施
- 自主防犯ボランティア活動
- 子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動

### 西小学校区

- 定年後のデビューを迎える仕組みづくり
- 児童生徒の通学見守り活動
- 子どもから高齢者まで、誰もが寄れる集まれる居場所づくり

### 南小学校区

- 防災意識の向上のための研修、訓練の実施
- 子どもから高齢者まで、誰もが寄れる集まれる居場所づくり
- 七夕や秋祭り、ラジオ体操など高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催
- 児童生徒の通学見守り活動 など

### 北小学校区

- 七夕や秋祭り、ラジオ体操など高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催
- ひとり暮らし高齢者に対する声掛けやゴミ出しなど、近所の連携体制づくり
- 散歩などの時間を下校時間に合わせ、子どもの見守りを同時に行う

### 神守小学校区

- 七夕や秋祭り、ラジオ体操など高齢者と子どもが一緒にできる行事の開催
- 子どもと地域とのつながりをつくる
- 児童生徒の通学見守り活動

### 蛭間小学校区

- 子どもから高齢者まで、誰もが寄れる集まれる居場所づくり
- 児童生徒の通学見守り活動
- 子ども・親・祖父母の三世代が交流するスポーツ活動・文化活動

### 高台寺小学校区

- ごみ捨てルールの周知（外国語表記のチラシを配布するなど）
- 買い物の生活支援サービス
- 児童生徒の通学見守り活動
- 障がい者施設の見学、交流を通じて理解を深める

### 神島田小学校区

- ひとり暮らし高齢者に対する声掛けやゴミ出しなど、近所の連携体制づくり
- 要支援者名簿やマップをつくり周知徹底する
- 子どもから高齢者まで、誰もが寄れる集まれる居場所づくり

## 計画の推進体制・進行管理

計画の推進にあたっては、市民、有識者、市や社会福祉協議会等によって構成された「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」にて、国の動向や関連計画等をふまえつつ、基本施策ごとに設定した目標値に基づいて引き続き計画の点検・評価を行っていきます。

# 「笑顔あふれる共生のまち」をめざします

市及び社会福祉協議会は、コミュニティ推進協議会、町内会、民生委員・児童委員、地域学校協働本部、地域で活動する個人・団体などのすべての地域活動に係る様々な主体との連携を強化し、「笑顔あふれる共生のまち」をめざします。



## 令和3年度～令和7年度 第2期津島市地域福祉えがおのまち計画〈概要版〉 (第3期 津島市地域福祉計画／第4期 津島市地域福祉活動計画)

■津島市健康福祉部福祉課  
〒 496-8686 津島市立込町 2-21  
電話 (0567) 24-1115  
FAX (0567) 24-1138

■津島市社会福祉協議会  
〒 496-0863 津島市上之町 1-60  
電話・FAX (0567) 25-8411

(令和3年3月発行)